

---

# 宇和島市教育委員会会議録

---

平成 28 年 10 月定例会

平成 28 年 10 月 26 日開催

宇和島市教育委員会

## 宇和島市教育委員会 平成 28 年 10 月定例会 会議録

1. 開会日時 平成 28 年 10 月 26 日 (水) 16 時 01 分～

2. 場 所 宇和島市役所本庁 701 会議室

3. 出席者 教育長 織田 吉和 委員 高山 俊治 委員 廣瀬 孝子  
委員 木下 充卓 委員 弓削 由美子

4. 欠席者 なし

5. 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長	上田 益也	教育総務課長	横山 泰司
学校教育課課長補佐	児玉 雅人	生涯学習課長	寺尾 利弘
中央図書館長	毛利 功	吉田図書館長	松下 秀人
人権啓発課長	山崎 崇	文化・スポーツ課長	松本 隆夫
伊達博物館長	本田 耕一		
教育総務課課長補佐 (吉田教育係)		藤本 浩雄	
三間教育係係長	末光 優子		
教育総務課課長補佐 (津島教育係)		梶原 忠	
(事務局)			
教育総務課課長補佐兼総務係長		土居 弘	
教育総務課主任	中井 公子		

6. 付議事件

- 報告第 1 4 号 専決処分した事件の承認について  
宇和島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
- 報告第 1 5 号 専決処分した事件の承認について  
宇和島市生涯学習センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について
- 議案第 4 3 号 宇和島市立公民館使用条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 4 号 宇和島市畑地コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 5 号 宇和島市三間基幹集落センター設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 6 号 宇和島市御槇地区自然休養村管理センター設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 7 号 宇和島市立伊達博物館設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 8 号 宇和島市立歴史資料館設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 9 号 宇和島城天守観覧料条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 0 号 宇和島市吉田ふれあい国安の郷設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 1 号 畦地梅太郎記念美術館及び井関邦三郎記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第 5 2 号 宇和島市立学校体育施設等開放に関する条例の一部を改正する条例

議案第 5 3 号 宇和島市総合体育館等設置条例の一部を改正する条例

議案第 5 4 号 宇和島市夜間体育照明施設使用条例の一部を改正する条例

議案第 5 5 号 宇和島市ふれあい広場設置条例の一部を改正する条例

## 7. 会議概要

### (1) 開会宣言 (午後 4 時 01 分)

#### ◎教育長

ただいまから、教育委員会 10 月定例会を開会いたします。会議に際しまして一言ごあいさつ申し上げます。委員さん方には、この秋のイベント、9 月から言いますと運動会、体育祭、そして研究会、研修会があったり、そしてこの後、各市町であります音楽会などにも案内状が来て御出席いただくのではないかと考えておりますけれども、またいろいろ参加していただきながら委員会でも御提案いただけたらと思います。明日から読書週間が始まりますけれども、今年読書週間の標語は「いざ、読書。」ということで大変シンプルなものとなっておりますけれども、御存知かもしれませんが、日曜日の愛媛新聞にさだまさしが「風のうた」ということで、今年は毎週コラムに書いておりますが、23 日には読書のことを書いていました。私は、さだまさしの精霊流しとか、案山子、秋桜もそうでしたか、ああいう歌詞を見てすごい言葉が使えることに感心してきたのですけれども、先週新聞記事を読みまして、さだまさしさんは 4 歳くらいの時からおばあちゃんに連れられて長崎の県立図書館に行っていたと、そこで書物に触れていたと聞いたら、なるほどなど、だからああいう言葉ができたり、本を書いたりしておりますけれども、そして「鶴瓶に乾杯」の最初の歌もそうですかね、そんなことを思いながら、あらためて小さい時に本に触れることが大事なんだなと思いつつ、そして、今の市内の学校の傾向として、ここ 10 年ほど前は明らかにどの学校も朝の 10 分、15 分を朝読書の時間にあてていましたけれども、ここ 4、5 年くらいから少し変わってきて、この 10 分、15 分を学校によってはドリルの時間というような学力向上に向けての取り組みをしている学校も増えてきたり、今日あらためて学校から届いた学校要覧を見ておりましたら、ちょっと分かりにくい、例えば高光小学校では「サンサンタイム」というのがあり、何をしているものなのかと思ったりもしましたけれども、月曜から金曜まで全部読書というのではなくて、ドリルもしながら読書もするとか、あるいは体力作りをしている学校もありました。そういう変わってきているということもお伝えしたらと思ってお話ししました。

以上です。

### (2) 教育長報告

#### ◎教育長

続きまして、教育長報告に移ります。資料の 1、2 ページを御覧ください。9 月 4 日、参加していただいた委員さんもおられますけれども、宇和島市児童生徒研修事業報告会がありました。東北へ行っての研修事業を果たして継続することがどうなのかということがでておりましたけれども、このあたりを精査して次年度につなげていく必要があるのかなと考えております。

8日、県の教育委員会に三好副市長さん等と行ってきました。県の副教育長とお会いし、宇和島市の現状を話させていただいたのですが、先日、29年度の県立高校の定員の発表がありました。宇和島南中等教育学校の定員はそのままの160名でありましたけれども、その当たりいろいろな課題があるようですけれども、そういうことに行きついたという報告をとりあえずしておきたいと思います。

あと、9月は議会がありまして、たくさんの議員さんからいろいろな質問がありましたが、先月の定例会で出たと思いますので省略させていただきます。

以上で報告を終わります。質問、意見等ありませんか。

— 委員からは特に意見なし。 —

### (3) 付議事件

#### ◎教育長

本日の議案ですが、報告第14号、第15号は人事案件であることから、非公開で審議したいと思いますが、異議はありませんか。

#### ◎全員

異議なし。

#### ◎教育長

異議がないようですので、非公開で審議します。ここからは非公開の審議に入ります。

#### ◎教育長

報告第14号を上程する。

報告第14号

専決処分した事件の承認について

宇和島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

#### ◎教育長

説明を求める。

#### ○生涯学習課長

宇和島市社会教育委員の解嘱及び委嘱についての原案を説明する。

#### ◎教育長

原案について諮る。

#### ◎全委員

異議ない旨答える。

#### ◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

#### ◎教育長

報告第15号を上程する。

議案第15号

宇和島市生涯学習センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市生涯学習センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱についての原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員

異議ない旨答える。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

◎教育長

それでは、非公開案件の審議が終了したので、会議を公開します。

次に、議案第 43 号について、事務局、説明をお願いします。

○生涯学習課長

教育長。議案第 43 号から 55 号については、受益者負担適正化による使用料の見直し等に伴い、条例を改正しようとするものですので、事務局よりまとめて説明させていただき、その後で御審議いただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

◎教育長

はい、どうぞ。

○生涯学習課長

それでは、生涯学習課分の議案第 43 号から 46 号までを説明いたします。資料 9 ページの議案、議案第 43 号、宇和島市立公民館使用条例の一部を改正する条例、宇和島市立公民館使用条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。提案理由は、受益者負担適正化による使用料の見直し等に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。どういう経緯で使用料の条例を改正するかは資料をつけているのですが、宇和島市受益者負担（使用料・手数料）適正化基本方針（案）、この分を見ていただけたらと思います。1 ページ目なんですけど、まず簡単に概略だけ、取組の位置付けとして、「宇和島市行政改革大綱（平成 18 年 10 月策定）」から第 3 次大綱において重点推進事項として掲げている「受益者負担の適正化」について、市民負担の公平性を確保するため、使用料・手数料の適正な負担のあり方を検討し、適正化を進めることとしています。

定義といたしまして、使用料とは、地方公共団体が行政財産や公の施設の利用者に対して、その使用の対価として徴収する料金のことをいいます。地方自治法第225条です。

続いて、3の見直しの基本的な考え方なんですけど、3つあります。まずは「公平性の確保」で、合併時の協定内容においても「使用料については、原則として現行どおりとする。ただし、4市町間で同一又は類似する施設の使用料については、新市における速やかな一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平の原則」から適正な料金のあり方等について、新市において引き続き調整する。」としている。2番目は「算定方法の明確化」なんですけど、料金の算定方

法を明確にし、市民からの理解を得る必要がある。そのため、統一的な料金の算定に係る考え方を示す本方針を策定し、受益者負担の適正化を図る。それに対して4番の「使用料」ですが、見直しの対象はアとイがあるんですが、「ア 料金を徴収している公の施設及びサービス」、「イ 料金は徴収していないが徴収に係る検討の余地がある公の施設及びサービス」、ただし、公営事業及びその他の収益的事業は除く。算定方法につきましては、使用料は単価かける受益者負担率です。それからあとは、①単価の計算とか、②受益者負担率、4ページ目の「その他」、「その他」につきましては、「使用時間帯等における料金格差の設定」と2番目の「同種の施設及びサービス」、原則として統一した考え方で単価を算定する。3番目の「特別室への加算」、この特別室というのは、調理室や加工室など目的を達成するための特別な設備を有する部屋に関してはその使用対価を勘案した料金設定、そして「付帯設備や備品等の使用料」というのが算定方法です。

これで元の最初の資料の 18 ページまで戻ってほしいんですが、この 18 ページに新旧対照表がありますから、これに基づいて説明したいと思います。まず大きなところは、元の別表（第 6 条関係）なんですが、使用料に対して時間の部分が 8 時 30 分から 12 時 30 分と半日単位、続いて 12 時 30 分から 17 時 30 分と半日、そして全日という形の今までは使用料でしたが、新料金といたしまして、ここにありますように 8 時 30 分から 17 時 30 分までを昼間として、1 時間単位で使用ができる。夜については 17 時 30 分から 22 時までの間を 1 時間単位で料金設定をしています。全日については時間的には一緒です。見ていただいたら分かるように、全部は説明できませんが、中央公民館を例にしますと、大ホールが 1 時間単位で昼間は 860 円という形です。夜になると 1,290 円が 1 時間の単価、1 日が 11,660 円という感じで、中央公民館については料金が上がっています。仮に 1 時間 860 円の大ホールを元の 8 時 30 分から 12 時の間借りたら 3,000 円だったのが 3,440 円になります。これが宇和島の部分で、続いて 19 ページなんですが、ここも時間的な考え方はもちろん一緒なんですが、吉田公民館を例にとると一番上の視聴覚室は 1 時間 320 円です。これを元の 4 時間の料金に置き換えると 1,600 円ですので、ここにつきましては下がってます。そういう形で吉田については下がっている部分もあるという形です。一番下の大きな会場で見ますと大ホールが 1 時間 860 円、それを 4 時間借りた場合、元の料金では半日 4,000 円だったのが 3,440 円になるというものです。吉田については若干下がったところもあるようです。続いて 21 ページをお願いします。三間については 1 館しかないんですが、1 時間当たりの 860 円が講堂、講堂というのは一番広い部屋で、860 円ですからこれを半日に置き換えますと 5,000 円だったのが半日 4 時間借りたら 3,440 円になります。そういう形です。続いて岩松公民館なんですが、ここも調理実習室というのがありますが、1 時間 210 円、これが旧では半日で 600 円でしたが、ここが 840 円になりますから若干料金は上がるということになります。これが各旧市町の変更の分です。続いて 23 ページをお願いしたいのですが、公民館使用許可・使用料減免申請書の変更ですが、使用時間が 1 時間単位になりましたので、元は使用時間がこういう形でしたが、今回は 1 時間単位ですからこの内容が使用時間は何時何分から何時何分までというように刻める形で変更いたしました。これが変更点です。

続いて議案第 44 号、24 ページですが、宇和島市畑地コミュニティセンター設置条例の一部を改

正する条例、提案理由といたしましては、受益者負担適正化による使用料の見直し等に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。資料の 28 ページをお願いします。これも新旧対照表なんです、名前は宇和島市畑地公民館コミュニティセンター使用料なんです、畑地公民館という位置づけでございます。これも条例ではこういう形のコミュニティセンターの使用料という条例がありますので、この使用料も 1 時間単位での使用ですから変更した分の新旧対照表であります。単価については元の最初の変更の単価と同じで広さに応じてだしてあります。これが畑地コミュニティセンターについてです。

続きまして 29 ページをお願いします。議案第 45 号、宇和島市三間基幹集落センター設置条例の一部を改正する条例、提案理由は、受益者負担適正化による使用料の見直し等に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。資料の 34 ページをお願いします。別表（第 8 条関係）ですが、これも宇和島市三間基幹集落センターの使用料の変更、これも元々は昼間、夜という形の使用方法だったものを統一して 1 時間当たりの昼間、夜間、全日という形に統一して、料金についても広さで同じような形となっております。

続きまして 35 ページをお願いします。議案第 46 号、宇和島市御槇地区自然休養村管理センター設置条例の一部を改正する条例、提案理由は、受益者負担適正化による使用料の見直し等に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。資料の 38 ページをお願いします。まず第 7 条なんです、他の公民館と同じような形に変更しております。続いて 39 ページなんです、別表（第 7 条関係）についても御槇公民館、名前は宇和島市御槇地区自然休養村管理センターなんです、元々こういう形の料金体系、時間については 2 時間ということで設定されていましたが、他の公民館と合わせる形で昼間、夜間、全日の一時間当たりに改正したものです。その他についても他の公民館と同じように変更します。要するに全市内の全館統一した使用料にしたいというものです。

そして資料としてもう一部付けているんですが、赤い帯の資料なんです、これが今回の使用料の改正の部分だけを抜粋した見やすい資料になりますので、もしよろしければお目通しいただいたと思います。以上が生涯学習課分で、受益者負担適正化による使用料の見直し等に伴い条例を改正しようとするものです。説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○文化・スポーツ課長

教育長。それでは文化・スポーツ課関連の議案第 47 号から 55 号までを説明させていただきます。

41 ページをお願いいたします。議案第 47 号、宇和島市立伊達博物館設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。提案理由としては以下のとおりでございます。44 ページを見ていただきたいと思います。新旧対照表の別表第 1（第 9 条関係）、これは入館料でございますが、少し表記が変わります。「団体（20 人以上）若しくは敬老手帳云々」ということでございますが、それを「65 歳以上」に変更いたします。入館料は変わりません。備考の欄に身体障害者手帳云々を入れようとするものです。

続きまして 48 ページの議案第 48 号、宇和島市立歴史資料館設置条例の一部を改正する条例を

次のとおり制定する。提案理由は以下のとおりでございます。53 ページの新旧対照表の別表（第3条関係）、これは歴史資料館の1階部分はそのままで、2階部分の展示室名を変更し、第5展示室については、現在、旧の消防ポンプとか道具類を展示している所なのですが、この展示室を貸した場合に1日当たり2,000円、平成29年4月1日から利用料をとることにしました。

続きまして、54ページの議案第49号、宇和島城天守観覧料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。提案理由は以下のとおりでございます。56ページの新旧対照表をお願いします。これもですね、まずは天守観覧料でございますが、今回、高齢者を160円、中学生以下を無料にということでございます。その横の欄の「観光案内業者のあつ旋による観覧者又は団体（20人以上）」ですが、一人当たり160円、ただし中学生以下は無料とするということにいたしました。そして備考として身体障害者手帳云々を無料とするということにいたしました。

それでは58ページの議案第50号、宇和島市吉田ふれあい国安の郷設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。提案理由は以下のとおりでございます。59ページを御覧ください。第3条（見出しを含む。）及び第6条（見出しを含む。）中「利用」を「使用」に改める。第8条第2項中「休業日及び利用時間」を「休館日及び開館時間」に改める。第11条1項中「利用料」を「利用料金」に改め、同条第2項中「利用料」を「利用料金」に改め、「第1項中「市長が定める」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て定める」と、同条」を削るというようなことでございます。続きまして、64ページを御覧ください。これも新旧対照表の別表第1（第3条関係）でございます。区分として高齢者（65歳以上）を一般で160円、団体（20人以上）を160円、中学生以下を無料ということでございます。備考として、身体障害者手帳云々を無料とすると、別表第2（第3条関係）で、やきもの工房の電気窯なのですが、これは1回につき今までは3,000円いただいておりますけれども、今回から1回につき3,900円に値上げをさせていただきます。

続きまして65ページの議案第51号、畦地梅太郎記念美術館及び井関邦三郎記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。提案理由は以下のとおりでございます。70ページの別表（第6条関係）を見ていただきたいと思っております。ここについてもですね、入館料の区分、高齢者（65歳以上）を個人200円、団体（20人以上）を100円にしました。中学生以下は無料ということでございます。備考も同じく身体障害者手帳云々を無料とするというようなことでございます。

続きまして71ページ、議案第52号、宇和島市立学校体育施設等開放に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。提案理由は以下のとおりでございます。73ページ、74ページを御覧ください。これは基本的には1時間いくらということを設定いたしまして、例えば城南中学校ですが、今までなら19時から22時まで、1回当たりだいたい3時間までなのですが、3,000円であったものを1時間1,000円ということにしました。小池小学校、石応小学校はこの表から外れているんですけども、これは現在の学校体育施設ではなくなっていると判断してですね夜間体育施設のほうへこれ移しております。後で説明する表にはできません。その時に説明させていただきます。74ページは各小中学校体育館1時間当たり200円、そういった形で設定しており



ます。そして備考のところには、昼間に照明施設を使用する場合は夜間と同額とするということでございます。

続きまして 81 ページの議案第 53 号、宇和島市総合体育館等設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。提案理由は以下のとおりでございます。87 ページの新旧対照表を御覧ください。宇和海地区体育館、石応地区の体育館、小池地区の体育館が現在地区の体育館として使っているというようなことで、ここに追加させていただきました。ちなみに、ほとんど年に 1 回くらいしか利用していない津島の南部小学校などはここには追加しておりません。90 ページの別表第 1 (第 14 条関係) ですが体育館の利用料金、これはですね消費税部分を含む形にしました。それから 92 ページとかもですね、だいたい 1 時間いくらということで、多少その消費税だけでなく受益者負担ということでその分が上乘せになっている部分もあります。93 ページ、94 ページもそれぞれ直しております。

続きまして、104 ページの議案第 54 号、宇和島市夜間体育照明施設使用条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。提案理由は以下のとおりでございます。106 ページを御覧下さい。別表の施設名をみていただきたいと思います。奥南公民館グラウンド照明施設を。奥南公民館グラウンドに訂正し、金額も奥南公民館、喜佐方公園ともに、1 夜につき 1,000 円を 1 回につき 1,000 円といたしました。吉田公園庭球場照明施設については、1 夜 1 人につき 100 円を 1 回 1 人につき 100 円とし、吉田公園野球場照明施設については、全灯 30 分 600 円を全灯 1 時間 1,200 円に、半灯 30 分 300 円を半灯 1 時間 600 円といたしました。旧宇和海中学校グラウンド照明施設を 1 時間 1,000 円、旧小池小学校グラウンド照明施設を 1 時間 600 円、旧石応小学校グラウンド照明施設を 1 時間 500 円といたしました。

続きまして、110 ページの議案第 55 号、宇和島市ふれあい広場設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。提案理由は以下のとおりでございます。112 ページから 113 ページを御覧下さい。別表第 2 の宮下ふれあい広場使用料の区分、使用者別の、軟式野球一般・学生の表記を専用(全面)一般・学生といたしました。一般の 1 時間あたり 150 円を基本とし、全日 10 時間 1,500 円は変わらず、午前については、700 円を 7 時から 12 時までの 5 時間 750 円とし、午後についても、800 円を 12 時から 17 時までの 5 時間 750 円といたしました。学生については、1 時間 70 円を基本とし、全日 10 時間 700 円は変わらず、午前 5 時間 300 円を 350 円とし、午後 5 時間 400 円を 350 円といたしました。ソフトボール 1 面の表記を専用(1/2)といたしました。一般の 1 時間あたり 70 円、学生の 1 時間あたり 30 円を基本とし、一般全日 700 円、一般午前 350 円、一般午後 350 円、学生全日 300 円、学生午前 150 円、学生午後 150 円といたしました。全日中のみ 2 時間以内につきましては、専用(全面)一般 300 円、専用(全面)学生 140 円、専用(1/2)一般 140 円、専用(1/2)学生 60 円とし、器具使用料の拡声器、全日 540 円、電源 1 回 210 円、スコアボード 1 試合 100 円はそのままといたしました。「17 時から 1 時間につき」につきましては、以下のとおりでございます。以上でございます。

#### ◎教育長

ただいまの 2 人の課長から説明いただきましたけれども、質問・意見等ありませんか。

◎高山委員

高齢者で65歳以上割引になっていますが、これは自己申告ということで受付するのですか。城山天守閣まで行って持ってなかったら下まで降りて持ってくる必要があるのか。

○文化・スポーツ課長

教育長。城山天守閣の場合、保険証や運転免許証など、年齢を証明できるものを提示して頂いた65歳以上の方のみ割引をしております。

○伊達博物館長

教育長。伊達博物館ではお聞きするようにしております。65歳以上であれば割引になりますが、それでも自己申告であります。全国の博物館を見てもだいたい8割が自己申告です。提示してくださいという所は珍しい。

○文化・スポーツ課長

以前、映画館などでは年齢をごまかして入館されるというトラブルが多かったことから、現在では免許証など、年齢を証明できるものを必ず提示するという事になっております。

◎廣瀬委員

公民館の使用料なんですけれども減免は現行どおりですか。

○生涯学習課長

現行どおりです。減免については修正していません。

◎教育長

他にありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

ご異議等ありませんか。

◎全委員

異議なし。

◎教育長

異議なしのため、本件は原案どおり可決します。

以上で、本日予定の議事はすべて終了しました。

(4)その他

◎教育長

他に意見などありませんか。

◎高山委員

先日の10月14日から16日まで愛媛国体のプレ大会の卓球協議で全日本選手権の団体戦を無事成功することができました。皆様の御協力ありがとうございました。それについてですが、トイレの関係なんですけど、見物に来ていただくお客さんは3階の所で和式が1つと洋式が1つなん

ですが、選手で来られた人や監督とかお客さんも結構今治や大阪のほうから来られていて、知っている人に聞いたんですけど、やはり和式はどうかしてほしいという意見が結構あったのと、できればウォシュレットにしてほしいという意見があったので、財政的にも大変とは思いますが今年の全日本だけでもあれだけ大勢に来ていただいたので来年の国体になったらチーム数も4倍くらいに増えるのでお客さんももっと増えると思います。できれば文化・スポーツ課のほうから要望で市長部局にあげてほしい。和式を洋式に変更することとウォシュレットを。国体の時にしないとしてもらえないと思うので。

○文化・スポーツ課長

教育長。その件につきましては、高山委員から事前に伺っておりましたので、国体推進課に聞いてみました。意見としては、大会役員が視察に来られた際、大会会場や設備、駐車場などを重点的に確認され、特にトイレなども和式、洋式、ウォシュレットの有無なども把握されたと聞いております。結果、大会役員や国体推進課からは増改築・補修などの指示は無く、現在の施設（総合体育館）において受入をしてほしいとのことでした。高山委員のお気持ちを考慮し、再度、トイレの改修等、国体推進課へ要望したいと思います。

◎高山委員

担当の人がそういうところを見る担当ではなく、会場とか試合の運営とか照明とか、そっちの方面を見に来た人だと思う。トイレは数があるからいいというけど、実際に来られたお客さんや選手、監督からすると、今の時代、私もいろいろ試合に行きますけど、ここまでひどい体育館はそんなにないと、ほとんどウォシュレットはついている。教育委員会としたら、お客さんとか選手の考えでいきたいと思うんですけど。それはお金がないからいけないというのは市長部局の判断なので、教育委員会としてはこうしてほしいと、全国から来ていただくわけなので。トイレを一番見ますから。教育委員さんどうですか。

◎教育長

今の件で何か御意見ありませんか。

◎廣瀬委員

やはり洋式で皆さんされてますし、今の時代、洋式にするべきではないかなと思います。ウォシュレットばかりではないですけど、ウォシュレットのほうが使いやすいと思う。予算的なこともあるんでしょうけど、この際国体に向けて、卓球だけでなくいろいろなお客さんもいらっしゃいますから洋式にしておいたほうがいいのかと。

○文化・スポーツ課長

高山委員が言われるのは、新設とかではなく今ある和式をまずは洋式に、ウォシュレット付に全部替えるということですかね。

◎高山委員

お金がなければ洋式は洋式で今のままおいといて、和式を洋式に改装する時にウォシュレット付にするとか、できれば全部ウォシュレットが理想ですがそこまでは言いません。

○文化・スポーツ課長

今どきの傾向としては、9割強が洋式、1割弱が和式と聞いております。洋式、和式それぞれ一長一短ありますが、和式を選ぶ方がいることも知っていただきたいと思います。

◎高山委員

もう一つ問題になったのは、トイレにシューズのまま履けるスリッパを置いていた。その数が少ないのと、3階はみんな土足なんで土足の人が3階のトイレに行った時に、あのスリッパの文字を見てから土足の人がスリッパを履いていた。藤田部長に聞いたら、スリッパを置いたのは選手のシューズに水がついたり濡れたらいけないので選手用に置いているという説明であった。それを全くトイレ付近にも書いてないし、分からないし、外から来た人は3階しか入れないので土足、あとの役員は2階、3階で上履きで移動している。それはまた国体までには話合って、きちんとそういうことがないようにしますと、その時は現場で話をしたので、それもまた国体推進課へ。体育館の使用については文化・スポーツ課が担当では。

○文化・スポーツ課長

総合体育館は文化・スポーツ課で管理していますが、国体の大会運営、施設の使用等については、国体推進課、競技団体組織などから指導や申し合わせがありますので、まずは国体推進課へ意見を言っていただきたいと思います。

◎高山委員

ウォシュレットを使いたい人は、きさいや広場の外にトイレがあり、そこに行けばあるという説明はさせていただいた。

○教育部長

他の県内の会場についても一度国体推進課から情報を入れてもらい、教育委員会ができるのであれば要望しないとけないが、結局、そこまで投資して何があるのかなという疑問もありますが、少し調整させてください。当初予算に間に合えば要求はしてみるという話でおさめていただかないと無理かもしれませんね。

◎廣瀬委員

現在使われている方で和式より洋式のほうがいいという要望は出ていないのですか。

○文化・スポーツ課長

私が知る限りではですね、和式は和式でおいといてくださいという方がおります。和式をなくしたらいけないという人もおられます。

◎廣瀬委員

都会に行けばだいたい洋式ですよ。和式はないですよ。

◎高山委員

卓球のほうは週に3回、4回しているが、高校生以下を教えていると生徒のお母さんにはそれは言われたことはあります。郵便局の話ですが、全部改修したが、和式から洋式へ替えるのはそんなに大変なことではなかったのでは部長お願いいたします。

◎廣瀬委員

学校はどうなっているのですか。洋式と和式と併用ですか。

○教育部長

全部ではないですが、新築、改築は洋式です。今は家庭のトイレが和式ではないところが多いので幼稚園の現場からは非常に最初は困ったということを知っていますのでそのへんは時代が変わったなというところで新築、改築する時にはほとんど和式から洋式に替えていますね。ただし、和式を全部のけると困る人がおりますので。

◎廣瀬委員

和式に座れないという小学生もおりますものね。

○教育部長

おります。

○文化・スポーツ課長

高山委員の言われました件につきましては国体推進課と相談させていただきます。

○教育総務課長

教育長。総合教育会議の件なんですけれども、通常なら当初予算編成時期の11月にとということではあるんですけど、11月には予定がとれそうにないので12月に予定をさせていただきたいと思っています。また日程調整については後日させていただきます。

○文化・スポーツ課長

教育長。今週、10月30日の日曜日なんですけれども、午前10時から午後3時まで坂下津岸壁においてカッターレースを行います。文化・スポーツ課と商工観光課で連携してですねパークス来航150周年記念事業ということで当課の予算で開催いたします。現在、カッターレースに出場するチームは15チームでやります。これもタイムレースということで上位4チームが決勝にいくということで、距離はだいたい200メートルで私がスターターを行います。当日できるだけ波がない穏やかな天候であってほしいなと思っているんですけれども、ちょうどその日は当課の事業で市の駅伝大会がございます。和霊神社から大浦までなんですけれども、当課職員も二手に分かれていけないといけないという強行スケジュールでございます。教育委員会等でもお手伝いいただけますが、御協力をお願いいたします。以上です。

○教育部長

教育委員さんの学習会ですが、本庁部局については一通り終わりましたが、私が考えているのはもう少ししたいというところがありまして、次回3支所、各20分単位くらいでお願いできないかなと思います。現状報告ということで。委員さんも支所に行って直接仕事の現場を見るという機会もないと思いますので何でも構いません、自由に資料を作ってくださいをお願いします。3支所全く同じということはないと思いますのでお願いします。わかたけの現状も。その次にですね、12月は各文化施設、生涯学習施設、社会教育施設ですね、これについて各10分ずつくらいで現状の報告をお願いしたいと考えています。最後、1月か2月に、これについては教育総務課と相談してですね教育委員会が関係している法律体系、条例体系をですね提示したいなと思っております。大事なところだと思いますので、そういう案を進めたいと思いますが、皆さまよろしいでしょうか。

◎教育長

11月は3支所の方に来ていただいて、そこで話していただくということですか。

○教育部長

そういうことですね。3時集合でいいと思います。わかたけもあわせて1時間程度で。その次が文化施設、社会教育施設それぞれ出先の施設があると思いますので、各10分程度ずつ現状報告と課題、問題点があればというところで。ぜひ皆さんに発言をしていただきたいという私の願いもありますのでお願いします。

◎教育長

今後も勉強会は続くということです。

○教育部長

その他に委員さんのほうからこの事についてもっと聞きたいということがありましたら、次の機会にお願いいたします。

◎教育長

委員の皆さん、他にありませんか。

◎教育長

他にありませんか。

— 特に意見なし。 —

◎教育長

それでは次回の日程について。

— 協議のうえ、教育委員会11月定例会を11月18日に決定する。 —

(5)閉会宣言（午後4時59分）

◎教育長

それでは以上をもちまして、教育委員会10月定例会を閉会いたします。